



市老連だより 5

令和元年 6 月 6 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男

介護保険施設などの実地指導で、標準・効率化の運用指針 厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は5月29日、介護サービス事業所や介護保険施設に対する実地指導を標準化・効率化するための運用指針を定め、都道府県などに通知しました。指導の標準化・効率化と指導時の文書の削減を図ることで、実地指導の実施率を高めることなどが狙いです。

運用指針は、訪問介護、通所介護、介護老人保健施設、訪問看護など代表的な7種類のサービスについて、「標準確認項目」と「標準確認文書」を規定。指針に定める以外の項目の確認や文書は求めないこととします。実地指導の頻度は、引き続き事業所の指定有効期間内（6年間）に最低1回以上行うことを基本とするが、過去の指導で事業運営に特に問題がないと認められる事業所については、「（実施）頻度を緩和し、集団指導のみとすることなども検討すること」と決めました。

詳細資料については、下記URLをご確認ください。

URL : <https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2019/0531131609781/ksvol730.pdf>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612